

4月の理事者室

異例の幕開け

3月、新型コロナウイルス感染者数が増加し、今夏のオリンピックが延期される事態となった。感染の拡大が加速する中で、私たちは新年度を迎えた。

緊迫した状況の下、4月1日からの挨拶回りは、検察庁など一部の訪問先を取りやめ、新役員は、担当する会務の処理を始めた。

富田会長は、日弁連副会長でもあるので、当会と日弁連とを何度も往復されており、私たちは、会長が当会に戻ってきたときに短時間で打ち合わせを行った。

私は、毎日やってくる懲戒請求のチェック、労使交渉、常議員会の準備、東京地裁との連絡といった仕事をしていたが、他の副会長は、この時期次のような仕事をしていた。

吉村副会長は、予算・決算作成の打合せと並行して弁護士会館全体の感染症対策の会合にたびたび出席した。田島副会長は、中小企業法律支援センターと弁護士紹介センターの機能の維持・拡充のため、関係者との調整に追われていた。村田副会長は、多摩支部が閉鎖されることになったため、支部役員と連絡を取り合っていた。深沢副会長は、緊急事態宣言が発せられた場合に縮小される法テラスの国選弁護に関する業務を当会が引き継ぐ方法の打合せを行っていた。箭内副会長は、感染防止に関する世界各地の弁護士会とのWebによる会議の準備を始めた。

4月6日、第1回理事者会が開かれ、緊急事態宣言への対応やWeb会議を行えるよう各種の準備に取り掛かることなどを決定した。会議は、昼食を挟んで3時間半に及んだ。

緊急事態宣言

4月7日午後1時から常議員会が開催された。人事案件などの重要議案に絞って短時間の開催とするという方針で臨んだ。そのため、恒例の挨拶を省略したり、予定されていた議案の一部を次回に回したりして、会議は1時間で終了した。午後2時過ぎから高裁以下の各裁判所と東京三会との協議があり、裁判所の執務の

副会長 木村 英明 (46期)

主な担当業務: 総会, 常議員会, 資格審査会, 懲戒, 綱紀, 総務, 人事, 入退会, 司法協議会, 不服審査, 人権賞, 労使関係, 日弁連理事会



方針が示された。午後3時から事務局の管理職との協議を行い、8日以降の業務体制を決定した。午後5時から東京三会などの会館災害対策本部の会合が開かれ、会館が閉鎖されることが決定された(4月13日以降、出入口は地下1階の通用口のみ。後に午前9時15分から同10時30分の間は地下1階地下鉄連絡口を開放することに変更)。夕方、緊急事態宣言が発出された。

4月8日から10日は、7日と同じ体制(事務局は3月から時短勤務)で業務を行ったが、13日からは事務局の窓口を閉め、自宅待機の職員もいて、会館に来る人がかなり減った。各種申請等の受付は郵便に限って行うこととした。会館地下は、コンビニエンスストアが毎日営業を継続していた。

当会の活動の縮小

緊急事態宣言が出て、外出の抑制が要請される中、研修は延期や中止となり、委員会は原則として休止した。

当会の事務局も今までと同じ業務ができなくなったが、4月に佳境を迎える予算・決算の作成、一日たりとも中断することのできない刑事弁護、会員からの要望が強く、大きな収入源でもある弁護士会照会などの業務の縮小は困難であった。

出勤する職員数が減少した中で、業務を行った職員の皆様には深く感謝する。

これから

以上のとおり、4月の当会の活動はかなり制限された。

しかしながら、4月23日の会員集会のようにWebによる会議を試行することもできた。最初は難しいと思っていたこともやればできることが分かった(解決すべき課題が明らかになったということもある)。

今年度の船出は、予想外のことばかりであったが、4月の1か月で役員の結束は強まったと思う。これからは役員一同新たなことに挑戦しつつ、着実に会務を処理していくつもりである。会員・職員の皆様のご協力をお願いする。